

# 自由金利型定期預金商品概要説明書

令和7年6月30日現在

商品名	・ 自由金利型定期預金 愛称：大口定期
ご利用 いただける方	・ 法人および個人の方
期間	・ 定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・ 満期日指定方式 1か月超3年未満 ※定型方式の3億円未満の場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000万円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法  (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70% 小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・ 利付単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・ 個人の場合には国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 ・ 法人は総合課税となります。
手数料	-
付加できる 特約事項	-
中途解約時 の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 なお、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算します。 ※中途解約時の適用利率が解約時における普通預金利率を下回る場合は、解約時における普通預金利率を適用します。  (1) 約定預入期間 1か月以上2年未満 ・ 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% ・ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% ・ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% (2) 約定預入期間 2年以上3年未満 ・ 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×20% ・ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×30% ・ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×40% ・ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×50% ・ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×60%

次項へつづきます。

	<p>(3) 約定預入期間 3年以上4年未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率</li> <li>・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×10%</li> <li>・ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×10%</li> <li>・ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×20%</li> <li>・ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×30%</li> <li>・ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×40%</li> <li>・ 預入期間が3年以上3年6か月未満の場合 約定利率×50%</li> <li>・ 預入期間が3年6か月以上4年未満の場合 約定利率×60%</li> </ul> <p>(4) 約定預入期間 4年以上5年未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率</li> <li>・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×10%</li> <li>・ 預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×10%</li> <li>・ 預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×10%</li> <li>・ 預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×20%</li> <li>・ 預入期間が2年6か月以上3年未満 約定利率×30%</li> <li>・ 預入期間が3年以上3年6か月未満 約定利率×40%</li> <li>・ 預入期間が3年6か月以上4年未満 約定利率×50%</li> <li>・ 預入期間が4年以上5年未満 約定利率×60%</li> </ul> <p>(5) 約定預入期間 5年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率</li> <li>・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×10%</li> <li>・ 預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×10%</li> <li>・ 預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×10%</li> <li>・ 預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×20%</li> <li>・ 預入期間が2年6か月以上3年未満 約定利率×20%</li> <li>・ 預入期間が3年以上3年6か月未満 約定利率×30%</li> <li>・ 預入期間が3年6か月以上4年未満 約定利率×40%</li> <li>・ 預入期間が4年以上5年未満 約定利率×50%</li> </ul>
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利は当金庫ホームページまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>現地調停</b> 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。</li> </ul>

次項へつづきます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>移管調停</b> 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。</li> </ul>
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>